

# 平成 26 年第 2 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 26 年 6 月 13 日

1. 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 栗原 利全  
書記 南雲 美幸

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。  (10 時 00 分)
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、決議案第 1 号、「T P P 協定交渉から十勝を守り抜く」 決議の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 2 番 高橋さん
2 番高橋議員	「T P P 協定交渉から十勝を守り抜く」決議の提案理由を申し上げます。T P P 協定交渉については、5 月 12 日から首席交渉官会合、5 月 19 日から閣僚会合が開催され、共同声明には「関税の取り扱いなど市場アクセスの分野と貿易や投資に関するルール分野について集中的に取り組む道筋を決めた」と明記し、交渉妥結に向け交渉参加国が継続して努力する姿勢が強調されました。今後、T P P 交渉参加国は、7 月の首席交渉官会合に向け、二国間交渉を重ねていくとしており、早期妥結を目指した厳しい交渉を重ねていくことが想定され、緊迫した局面がさらに続くものと考えられます。また、先般、大筋合意に至った日豪 E P A により、T P P 交渉なし崩しの決着にもつながりかねない懸念があります。十勝では基幹産業である農林水産業を中心として、食産業や運輸・流通などの関連産業と連携した取り組みが盛んに進められている他、製粉工場、製糖工場、でん粉工場および乳業工場などが地域の雇用を支えています。T P P 協定の参加は、これまでの地域振興の努力と逆行するものであり、地域の経済は甚大な影響を受け、地域社会が崩壊することが懸念されます。我々はこれまで、T P P 協定が国家主権を揺るがす I S D 条項や、医療・医薬品、金融・保険、公共事業、食の安全基準・表示義務など、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す重大な問題であることを繰り返し訴えてきました。今後も、各団

体・機関・地域住民との連携を一層密にし、地域の産業・経済や住民の生活に影響が生じると見込まれる場合には、T P P協定交渉から撤退することを求め、別紙決議を高木議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから決議案第1号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。  
これから、決議案第1号、「T P P協定交渉から十勝を守り抜く」  
決議の件を採決いたします。  
本案は原案の通り決定することにご異義ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、決議案第1号は原案の通り可決されました。

議長 日程第3、請願第1号、規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の件を議題といたします。  
本件について、委員長に審査報告を求めます。

高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

第2回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました請願第1号について、6月11日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を公表し、今後、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に向け反映される予定となっておりますが、「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から、規制改革会議の意見書を取扱うことを政府に求める内容です。当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。以上で審査の報告といたします。

議長 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
請願第1号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります  
委員長報告は、採択であります。  
これから請願第1号に対する討論を行います。

議論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)  
 議長 これでは議論を終わります。  
 おはかりいたします。  
 請願第1号に対する委員長報告は、採択であります。  
 請願第1号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)  
 議長 異議なしと認めます。  
 したがって、請願第1号、規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書の件は採択と決定しました。

議長 この際暫時休憩いたします。  
 午前10時20分まで休憩いたします。 (10時09分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (10時20分)  
 おはかりいたします。  
 休憩中に7番本多さんから、意見書案第11号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の件が提出されました。  
 この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。  
 これにご異議ありませんか

(異議なしの声あり)  
 議長 異議なしと認めます。  
 したがって、意見書案第11号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長 日程第4、意見書案第11号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 7番 本多さん  
 7番本多議員 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。5月22日に、政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を公表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的な取りまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっております。今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや、農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障をきたすことが懸念されます。このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取扱うことを求めるため、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものがあります。ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます提案理由といたし

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
 質疑の発言を許します。  
 （ありませんの声あり）

議長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから本案に対する討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 （原案賛成の声あり）

議長 これで討論を終わります。  
 これから、意見書案第 11 号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の件を採決いたします。  
 本案は原案の通り決定することにご異義ありませんか。  
 （異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。  
 したがって、意見書案第 11 号は原案の通り可決されました。

議長 日程第 5、村政に関する一般質問を行います。  
 順次発言を許します。  
 2 番 高橋さん

2 番高橋議員 通告に従いまして、一般質問を 1 点させていただきたいと思っております。  
 質問事項は、高齢化時代における少子化対策と人口増対策についてでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。村は総合計画に基づき、少子化対策として保育所・幼稚園の整備充実に努め、子育てしやすい環境の整備を図る一方、中学生までの医療費の無料化、小中学校入学時における入学祝い金の支給等、子育て時代の負担軽減にも意を注ぎ、敬意を表するものでございます。また、医師を中核とした保健、医療、福祉および消防救急体制の連携、協調の中で安心して暮らせるハード・ソフトづくりがより人口の流出を防ぎ、加えて更別農業経営の安定が 0 歳から 15 歳未満までの人口構成に影響していると考えられるものでございます。あくまで推計、これは国立社会保障人口問題研究所のことですが、更別村が 24 年後の 2040 年にも限界集落とはならず、将来も村が消滅する可能性はないという、マスコミが取り上げておりました。しかしながら、人口の減少は避けられないものと思われまます。本村は経常収支率 69.3%、管内で一番低く積立金残高も 4,741,260 千円と、管内で 6 番目に多いわけでございますが、財政が安定している間に、私は集中的に人口増対策を行うべきであり、そのためには企業誘致や、企業支援など次のような対策について取り組む考えはないのか村長にご見解をお伺ひしたいと思います。それで 5 点ほど私の提案を申し上げたいと思っております。最初の 1、優秀な中小企業をリストアップした減免対策を柱とする企業誘致の推進。2、更別で起業を希望する個人・団体への優遇措置の見直し。土地の無償譲渡、また建設費などの 2 分の 1 補助。上限は 10,000 千円、下限額は 6,000 千円、投資額が 3,000 千円。3、村内の既存商店、団体および個

議 長  
村 長

人起業家に対する優遇措置の見直し。土地の無償譲渡、建設費の2分の1補助。上限額5,000千円、下限額4,000千円の、投資額で2,000千円。4といたしまして、JAさらべつとの共同出資による地元農産物に付加価値をつけるための環境。また、省エネ配慮した小麦粉と、薄力粉等の工場の建設。また5といたしまして保育園の施設拡充。これは学童施設の充実が主なことだと思いますけども。以上5つについて提案するものでございますが、村長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

岡出村長

高橋議員の高齢化時代における少子化対策と人口増対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

6月5日の北海道新聞に、厚生労働省が2013年の人口動態統計を発表し、国内の出生数が統計を取りはじめてから最小となり、国内の人口減少が加速していることが伝えられたところであります。日本の人口は2013年10月時点で、1億2,729万人とピークの2008年から約80万人減少し、国立社会保障人口問題研究所によりますと、2048年、35年後であります。35年後には1億人を割り込み、2060年には8,674万人と現在の3分の2に減る見込みであるということが公表されております。このように日本全体が人口減少する中において、本村においても平成16年からの10年間で、127人減少しており、人口推計においても平成37年には今から5%強減少し、3,145人となる推計が示されております。当村の人口減少幅はですね、管内の他町村と比較すると、比較的少ないのであります。これまで食品製造会社の事業拡大、介護福祉施設の整備、宅地分譲など、各種の事業展開の効果と分析をしているところであります。しかしながら、小規模自治体である本村は、これ以上人口が減少いたしますと、保育所・幼稚園・小中学校の運営はもとより、自治体運営に支障をきたす恐れがありまして、人口増に繋がる対策の取り組みは今後最優先課題になるものと考えております。このことから、既存の定住化対策を進めることはもちろんであります。従来手法や考えでは効果が見えてこないわけでありまして、失敗を恐れず斬新的な実効性のある対策を考え出し、挑戦・実行していくことが必要であると考えているところであります。今回高橋議員からの人口増対策の提案はですね、重く受け止めなければならないと思っております。中小企業のリストアップや起業家への優遇措置の見直し、JAさらべつとの共同出資の取り組みなど、参考にさせていただきたいと思っております。村として、現在人口増加に効果のある施策を重点的に推進し、10年前の人口水準に回復することを目標とした取り組みを検討しておりまして、企業誘致策として改正の過疎地域自立促進特別措置法にて、新たに対象施設となりました貸工場も検討し、本村の優位性を生かした農産物加工工場などの誘致を進める企業誘致プロジェクト。また村内に存在する空家等を移住希望者に紹介するなどして、移住を促進する空家居住促進プロジェクト、他に通勤者に向けた通勤者居住促進プロジェクトなど現在検討しているところであります。

議長  
2番高橋議員

ます。プロジェクトの検討結果にて、有効と思われる対策につきましては、議会をはじめ住民の意見を拝聴してこれまで積立した基金を活用し、人口対策に大胆に取り組む必要があると考えているところであります。以上申し上げ答弁いたします。

2番 高橋さん

ご答弁ありがとうございました。それであの、今村長からも人口の推移を言っていただきましたけど、私の調べた範囲では、2005年には人口が3,326人でした。この間の村報ですか、あの状況を見ると5月1日現在で3,343人でした。これが、これは国立社会保障日本人口問題研究所発表ということでの数値でございますけども、2,035年には2,823人ということで、500人以上人口が減るという数値でございます。この中での20代から30代の人口減が、特に多いのが現状であります。そういう中で先般もテレビ等を見ていましたら、内地の過疎地帯でございますけども、若い人が少なくなると老人も少なくなるということで、介護施設が運営できないということで、都会に介護施設自体が、都会に行って運営をしないと経営が成り立たないということをやっております。その中で首長は最後に何を言ったかということ、人口対策はその若い人ですか、若い人をその人口を減らさないことが唯一だということをお願いしておりました。そういうことで村長も、議員私たちが村の人口を減らさないという考えはいつも思っているわけでございますけども、結論的に言うと、若い人が働く場所が無いというのがこれ現状だと思うんで、企業誘致色々と言わしていただきましたけども、やはり企業誘致も推薦はしますけども、やっぱり村内でその働ける場所を作るといことも大変大事じゃないかと私は思っている次第で。そういうことをやはり念頭に置かなければならないと思っている次第でございます。その中で確かに質問の最初に申し上げさせていただきましたけども、保育所関係も多額のお金を補助金として村でも出しておるわけでございますけども、これもいつも子どもの意見とか色々はありますけども、幼稚園と保育所とどういうふうに考えるということになると、少子化は少子化ですけども、また幼稚園と保育所とはまた私は別ものかなという考えはしている次第でございます。それにつきまして少子化、これは間違いないです。でもその父兄というか、親御さんもこれからの時代やっぱり共働きとか、そういう理由で保育所の拡充も必要でないかとかと、私は考えている次第でございます。その辺をちょっと園長さんにお聞きしましたら、午後から学童の子達が来るということで、保育所、園の人らはいいいんですけど、学童が来られるといっぱいになっちゃって、障害というか狭くなるということでございました。今年ですか、ちょっと増築とかしていただいたんですけども、またその学童の部分の部屋が必要じゃないかと私は思う次第です。それによって確かに子育てする方は、更別に移住するかという考え方もかなり多いのかなという感じは自分で受けております。それから、これは同僚議員が後ほど質問するからあまり触れたくはないんですけども、居住地が少ないということで、この間

も補正で民間住宅補正させていただきましたけども、ああいうのも含めて、やっぱり若い世代が安心して子育てを中心にして住める村がこれほどこの町村も考えてるとは思いますけども、やっぱり町村も考えた中で、更別村は先進してそれはやっていると思いますけども、なおやっぱりこれはあの世界的なことを言いますと、町村でも首長はやっぱりね、自分の自治体は大事ですので、どこの首長さんも同じだろうとは思いますが、先進的にその辺をやっただけのが将来の更別かなと私は思っているのです、その辺もうちょっと考えを伺いたいと思います。

議 長  
村 長

岡出村長

まずあの、若者を定住させるのはですね、ご質問がありましたようにまず仕事の場所がなきゃだめだと、そしてそこで給料をいただいちゃって、また稼いで暮らせる環境づくりをしなければならぬ。私ども今はですね、企業誘致、誘致と長くにわたって言ってまいりましたけども、昨今の状況を見ますとこれはもう守るのに精いっぱい、ある企業をですね、今ある企業を守るのが精いっぱいな状態でありますので、私はやっぱりこの更別の優位性を生かしてですね、自ら作り上げていくという姿勢が大事であろうと私は思っているんですね。ですから他に先駆けて色んな補助制度など設けてやっているんですけども、これには少し時間がかかるかなと思っているところではありますが、まず村の総力を挙げてですね、そういう対策を進めていかなければならぬ。それから、子育てに関しましてですね、今、子育ての基本的な計画をつくろうと検討して進めることとしてございますので、今までの子どもの状況、それからこれからの推移状況を見てですね、幼稚園をどうするのか、保育所をどうしていくのか、学童保育の部分はどうするのか、その辺は十分検討してですね、計画に盛り込んでいきたいなと思っているところであります。なんと云ったらいいいんでしょうかね、まず大きな工場の誘致は、私はですね労働環境、要するに食品加工会社にいたしましても、その人件費というものがほとんどパートに頼ってるというような状況から言ってますね、中々大きな工場の誘致は難しいのでありますので、これは既存の食品加工工場をやはりターゲットにしてですね、規模拡大、それに対する支援も検討していかなければならぬ、そして小規模なものについては、やはりJAだとか地元の企業とも連携しながら、それを作り出していくと、そういう対策に今後重点的に進めていかなければならぬのではないかなと思っております。幸いにですね、ぽっと入ってくるようなそういう企業もありましたらですね、それはもう徹底的に優遇策を講じてですね、やっていかなきゃなりませんけども、まず地元で作り出す方を徹底してもらいたいなと、そんなふう思っております。

議 長  
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

最後の質問になるんですけども、これもマスコミ新聞の記事でございますけども、13年度で調べた担い手確保が急務だということで、新聞に載っておりました。2%未満の市町村、農林漁業就業者でございますね。が、2%未満の市町村、また2%から10%までの市町村。また10%以上

の市町村ということで、2%未満の市町村につきましては89.9%。それから2%から10%の範囲に関しましては80%。それから10%以上の就業者につきましては、66.8%という数値が出ております。これは全国だと思えますから。それで更別の人口推移を見てみますと、2035年には2005年度を100といたしますと、2035年には84.9%ということで、全国から見ると本当に更別は、農村地帯も安定しているという中では、若い人も後継者となり、人口の減はないのかなとは思いますが、そういう推移でございます。また先ほど言いましたけども、更別辺りはいつも議会でも質問させていただきましても、特産物を手がけてはどうかという話はいつも出ているのでございますけども、それもいいんですけども、やっぱり更別の本当に今のその特産、特産て言うかな、作物の中からその独自加工というか、加工する方法を考えた中の雇用がやっぱり必要でないかって自分は思うのでございますので、その辺をやはり首長も、私たちもそうですけども考えて取り組むのがベストかなと思うわけでございますので、その点、最後になりますますがよろしくお願ひしたいと思います。

議 長  
村 長

岡出村長

日本全体がですね、人口減少に向かっている。このことについては避けられないんですね。避けられないんですけども、やはり私たちのような小さな地域は、それをいかにくい止めていくか、村全体を活力を出していくかということでもあります。そのためにいろんな方策をこれから考え出してですね、やっていかなければならないし、そして更別は農業生産、これは全国有数の生産高の高いところでもありますので、その、それを生かした加工というものが、やはり今後も必要になるだろうと。そして今後交付税の算定におきましても、いかにその地場産品の製造出荷が伸びているか、伸びていないか、そういうことも算定の基礎になっていくようなことも言われておりますので、やはり更別で生産したものは更別で加工、1次加工になるか2次加工になるかわかりませんが、まずは加工を優先していかなければならないということなんですね。そして雇用を生み出す。そのためにやっぱりJAグループもですね、地元生産素材をそのまま出荷するのではなくて、たとえば土幌のように加工に力を入れるとか、そういう方向に向かっているかなければ農業改革、農業組織改革にも太刀打できていけないだろうと、そういうことをしていかなければ、他の企業に侵入を許すことになる。結果、農家の方々の手取りが少なくなってくる、ということになりますので、この辺は私ども行政でありますけれども、企業的な感覚が必要でありますし、JAもですね、より企業的な感覚を持って対応して欲しいと思っておりますので、その辺はですね、私ども行政としてもJAさんがそういうものに積極的に乗り出すとすれば、これは今まで積立した基金も大胆に投入しながらですね、やっていかなければならない時代が、これはもう目前に迫っていると思っておりますので、そのような考えで計画づくりを、検討をさせていきたいなと思っております。

議長  
2番高橋議員

2番 高橋さん

最後の最後に4回目の質問、質問ではない、意見になるんですけど、JAのことは毎回申し上げて、JAが改革が1番て言ったら1番なんですけども、その辺も踏まえて私たちも申し上げていきたいと思っておりますので、村長もこれからそういう生産されたものを加工して、その中で雇用という考えは一緒だと思いますので、よろしく願い申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長  
4番松橋議員

4番 松橋さん

通告に従い一般質問をさせていただきます。  
今回は、先般の3月の定例会でも酪農と畜産の急激な減少で、村長に質問しておりまして、同じ考えであるということと理解はしていますが、最近ご承知のように産業文教委員会でも、酪農の畜産の問題を取り上げまして、先般も村牧の運営を中心にありますけども、浦幌の模範牧場に行ってきたわけでありまして。それでですね、また今回同じようなことを提案するようなわけになるわけなんですけども、実は現在、今、意見書も出しましたが、政府の規制会議の農業改革案の発表後、外圧ではもちろん、TPPが7月末の妥決を求め、最終局面の条件闘争の形になっております。もちろん先ほど決議しておりますから、反対はしていますが、それから内圧といいますか、内からはJAグループの解体、それから農協、単協も含め、全農も含めここに農業委員もおりますけども、農業委員会の改革案、まあ選挙制度は廃止しますよと、これはもう決まりですね。今日正式決定になるらしいですけども。どちらにしても、この地域がもう崩壊する方向の議論が進んでいるというふうに私はこう見ているんですけど、毎日の新聞報道を見ているとね。それで、この最近、特になんで酪農部門が注視されますかといいますと、緊急的にそのバターを輸入するよと、決定をしましたよと。この秋までに、7,000tと聞いておりますけども。これつい数年前といいますか、何年前は皆さんもご承知だと思うんですけど、お歳暮にバター配って下さいよと、JAグループから在庫抱えてどうにもなりませんよと。工場に在庫がありますって、冷凍庫の金もかかるしと。なぜこういうふうになったのかということなんですね。だから牛乳不足がもう現実ですよと。それで酪農の生産基盤に、俗に黄色信号と言ってますけども、これも赤信号ですね。これはそういう状況にあることは、生産者はもとより関係者全員がこれ認めている現実だと。それで若干復習してみますけども、十勝農協連のこの資料から引っ張ったんですけども、管内の乳牛飼育戸数は1975年、38年前ですね、私どもがまだ搾っている頃、6,105戸。それで去年、2013年までに4,622戸が減しまして、1,483戸ですよと。すごい減ってるんですね。逆に飼育頭数というのは132,486頭から219,943頭。これ十勝の問題ですよ。これどうしてこういうことになったかって今、言いますと、複数の生産者が共同で法人化するなどで、大規模に進んだ結果ですよと。まあ個人もちろん、牛舎の増築等でフリーストール化をしまして、現実には増えております。それで更別にはメガ、もちろんギガファームも、

共用法人、これご承知の通り 0 です。この設立には地域で考え方を共有し、もちろん納得する必要があります。これ社長が 2 人いませんからね。行政・JA がその検討の中心になるべきはこれ当然のことだと思います。その動きが、特に私も関係してましたけど、JA にないと。それで道内の牧場はその規模拡大、それからコントラクター、TMR 等で生産の効率化、労働力の外部委託等作業で、対応を現在もしています。ところが慢性的に人手不足で、生産拡大に限界が見えてきていると。特に外国人研修生の名前で、今中国から今度東南アジアに変わっていると。それは単価の面と色々状態があるんでしょうけども。それと TPP 交渉の影響で、酪農家の投資意欲が現実的にちょっと考えてると。そこで次に更別で、この緊急事態でどうしようという時に、限られた労力を搾乳に専念してもらおう。まあ家族労働が多いですから。それで育成と保育を自宅組織等に任せることはできないかと。それでそのための農事組合法人等ね、まあ会社の組織は色々あると思うんですけど、立ち上げに、ここにあります推進会等が積極的に立案、参画をして指導するべきだと私は思っています。それで育成と保育の 2 本柱を中心とした、受託組織の設立がもう緊急でないかと。それでちょっと中身に触れますけど、育成事業とはどういうものかといいますと、農家から預託をされた 6 ヶ月以上の雌牛を、放牧を委託をし、人工授精をしてあげて分娩予定 1 ヶ月前ほどに畜主に戻す。まああたり前の話ですけど。哺育事業とは、酪農家の多頭化と労力を補う目的で、哺育センターを設置しまして、中心はロボット哺乳ですけども、それで 1 番ここで病気の問題がありますから、各酪農家から集めますから、生後 3 日から 4 日間の子牛を預かった時、数日間隔離をして様子を見て群に入れていくと。これが 1 番大事だそうなんです。それで酪農家の労力の軽減をしていくよと。この設立をどうですかと。どうですかじゃないね。願をするわけじゃありませんけども、それでですね、どうしてその酪農家は搾乳農家ですね、急激にそのリタイヤをするんでしょうと。それでやっぱり 1 番問題は、その所得だと思っんですね。生産性、これで先日の農業新聞にこれ十勝はちょっと遅れてるんですけど、根室地区で 2012 年度、64 戸の調査の、要するに生産費の調査に出てました。牛乳生産費、牛乳 100 キロを搾る、乳成分 3.5、ちょっと低いんですけども。これですと粗収益 7,975 円で、労働費 8,744 円を賄えてないと。そしたら酪農家は結局ただ働きをしていると、時間当たりにすると。この時間が 1,584 円です。まあ高いといえば高い、安いといえば安いですけど、今の給料からいいますとこれぐらい当然だと思いますね。十勝の生産費ではありませんが、近い数字と考えています。それで所得率はメガ、ギガよりも乳量 500 t 未満が 1 番高いと、儲けどころがあるというようなお話です。それでなぜ今リタイヤが進んでいるか、しつこいんですけどちょっと言わせてもらいますと、同じ農業新聞の 5 月 30 日付けで、今シリーズ組んで連載が出てますね。苦境の産地シリーズ、その 2 番目。進まぬ継承、親子の壁。ちょっとこの下の方だけ。道内で搾乳停止する酪農家は、3 年連続で 200 戸を超えていますと。J

A道中央会の離農調査によると、後継者候補はいるものの、将来不安から継いでくれと言えない。一度後継者が戻ってきたが、経営方針のずれや親子関係のもつれがあった、などが理由で200戸のうち離脱したのが60戸いたと。負債や後継者不足でなく、親子のかみ合わない歯車で数10軒が離農する、地域の存続に関わるだけに、あくまでも家族の問題として片付けられていないと。で、まあ文章行くんですけども、大きな負債があったわけでもない。ただ親子間の蟠りも相当あったわけでもない。ただ経費がさらにかさむことを含め、これからまだまだ厳しくなる可能性があって、相当な気持ちがないと親も無理に継がせるつもりはない、子どもも継ぐつもりがない。そういう考えの中で、離農するのが親として賢明な判断として受け止めている酪農家さえいる。それで一方で、個々の離農の積み重ねは、地域の生産力の低下に繋がる。もちろん産業がなくなりますからね。現場を回るJA担当者も、65歳になって農業者年金がもらえるからと淡々と辞めていく。負債がない酪農家はいつでも辞められる。離農の時期は予測がつかない。で、これ農業新聞に。それでちょうど同じ団塊の世代です、私ね。団塊の世代の継承の時期でもあり、少しでも余裕のあるうちに見切りをつけようとする酪農家が増えるのは、無理からんことと言わざるを得ないと。TPPを見据え、生産者を離脱する酪農家も増えている状況。これが今の状況です。そのTPPの暗雲を振り払い、例えば更別の酪農家が、安心して再生産を続けられる諸環境整備が急務と私考えております。それで先ほどの更別に今ない、通年預託含め、哺育センターの考えは持てないのかということまで質問をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

議  
村

長  
長

岡出村長

酪農に大胆な増産対策を、との松橋議員のご質問にお答えしたいと思っております。松橋議員ご質問の通り、ご指摘の通り、ここ数年廃業・経営転換が顕著に進み、現在、搾乳農家戸数は48戸までに減少しております。本村の将来農業の姿、農業形態のバランスからも危機感を覚えているところであります。またご質問の通り、生乳不足が深刻化し、輸入枠だけでは足りないために、国は過去最大規模のバターの緊急輸入等の対策をいたしております。このような酪農の状況を踏まえ、新たに踏み込んだ酪農振興策が必要であると考えているところであります。松橋議員からのご質問、ご提案がありました保育産業と、育成牛管理を外部委託するなどの振興対策につきましては、多頭化、生乳増産化の方向性の中で、酪農家の労力軽減、育成に係る飼料費や育成者、整備などのコスト低減に繋がって、ひいては生乳増産の、生乳増産やですね、所得向上、酪農戸数の減少対策に有効と考えられるものであります。昨今、搾乳規模拡大の意欲を持っておられる酪農家の中で、このような育成の仕組みについて、要望もあるとお聞きするところであります。更別村農業経営生産対策推進会議の畜産部会での検討課題として、今年取り組んでいる最中であり、農家の方への意見の聞き取り等も実施する予定であります。松橋議員ご提案の通年預託施設の整備について、酪農家のニーズ把握、

投資効果等々関係団体と十分協議、検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長  
4番松橋議員

4番 松橋さん

今、検討するというお答えをいただいております。それで、お礼が遅れて申し訳ありませんが、昨日、雨の中和牛の共進会、村長と産業課長ありがとうございました。それで若干僕もJAの組合員ですから、もともと役員をした人間ですから、今の農業改革の問題も含めてもちろん通告にはありませんけども、若干疑問に思っていることがありますんで、小さなことですけども、昨日4回目の和牛の共進会がありましたね。たくさんの家族と人が来ていましたね。それで前に共進会場の問題がありまして、場所が点々としまして、更生小学校の後がTMRになりましたんで、その後JAも含めて村も、それから経費の方もプラスになりませんよというような話で、まあ中止です。形として。今ちょうど、各勝毎とか、農業新聞に随分、共進会記事が出てますよね。まあ町が主催のところもありますし、当然JAは主催者ですよ。昨日、私どもはもうほとんど経営移譲した人間ですから、厳しいことは言う必要はありませんけども、よそから来た人は、なんで今4回目の共進会なんだと。乳牛共進会、それか馬の共進会で言いますと、私が高校終わった時から始めて、行政ももちろん中心になって、もう40何回とか、下手したら50何回ですね。それで村長、産業課長はこれ来賓でいいでしょう。JAのその常勤4人が、来賓紹介を受けて挨拶をしている。それで畜産農家が、こう今、厳しいですよ。国からJAを解体しなさいと言われていた中で、僕はそこら辺の考え方を先般の産文の委員会で言いましたけど、請願を受けるなら請願を受ける、出す。内部崩壊に近いようなことを現状のその、そのお祭りをして、その酒飲んで焼肉しなさいって言うわけじゃなくて、若い人たちも昨日たくさん来てびっくりしたんですけども、女性も。ああいうところにJAが中心にならないで、これ来賓挨拶をする。来賓紹介を受けてる。非常に私は不愉快に思っただけなんです。これはもうちょっと違うんですけど。まあそれで、そのJAをいつまでも手を挙げるのを待ってたら、哺育センターも、それから村牧の指定管理なんていっても聞いてくれないでしょうから、この際もう首長なりその推進会議の畜産部会で結構とは言いませんが、もうこっちから攻めていくようなことしなければ、僕は進んでいかないと。検討しますはわかりますけども。まあそれで若干聞きますと、普及センターの係から聞いたんですけども、産業課長、別海行って来たんでしょ。研修牧場へ。もしこれで失礼ですけど、通告してないけどお答えがあれば、どうでした。いいですか。

議長  
4番松橋議員

何の話を。

研修牧場へ畜産部会で行っているはずですから、つい最近。別海の。そのことについて、お答えがあれば聞きたいんですけども。何もなければそれは結構ですけども。答えたくなければ。

議長

はい、それでは安部産業課長。

産業課長

6月、更別村農業経営生産対策推進会議の方で、6月の畜産部会で、6月5日・6日という日程で、参加者がですね、5名で、別海のギガファーム、有限会社ギガファームグループのキャトルステーションと、別海町の酪農研修牧場、この2点について研修に行っております。残念ながらちょっと私ですね、議会の関係もありまして行ってませんが、役場の方からももちろん、事務局と畜産係長が参加しております。その中で、先ほど松橋議員のおっしゃった、ギガファームグループということで、哺育預託の研修もしてきております。その中で、どのような方法で事業展開をしているかということ、研修してきている次第でございます。別海町の酪農研修牧場については、新規就農の関係もありますので、その中の研修を今回いたしているということで、復命の報告を受けている次第です。これをですね、基にですね、畜産部会の中でさらにお話をし合ってますね、そういうような松橋議員の提案のような施設について、検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長  
4番松橋議員

はい、4番 松橋さん

それですね、もうあの何年も、待つ時間がこれ無いと思うんです。というのは、私どもがもう65過ぎまして、団塊の世代で、後継者に移っている時代ですね、今。で、あと5年後とかではもう間に合わないとは言いませんが、やはりここ近々でそういう組織なりを作り上げて、酪農をこうバックアップしていく。1番いいのは、例えば簡単な方法があるんですよね。後継者、じゃあちょっと牛搾ってくれよと。お金は無利子で貸しますよと。ただそれはね、その瞬間にお金によっこされてるだけで、やっぱりなんぼいくら無利子でも、資金援助受けた家でも、後継者確保する場合でも無理なんですよ。絶対返さないかんですよ。いくらあの無利子にしてあげても。ですから、やはりその根本的に、1番どこにお金を使っていいかを、やっぱりその今、言う推進会議の畜産部会等でじっくり煮詰めて、もう早急にその設立をするぐらいの考えで進んで欲しいと思っております。まあ首長も答えてくれますから、もちろん僕たちもできる範囲で努力はしていきますし、応援もしていきたいし、ところが腰を上げない生産者に、上げたい生産者がいても、トップにいる酪農家ですか、JAですか、よくわかりませんが、その辺にやはりねじ巻くぐらいな行政スタイルであっても僕は間違えでないと思っておりますので、そういう方でひとつ進んで下さい。終わらせていただきます。

議長

今、村長から答弁あります。

村長

岡出村長

今までですね、酪農家が減少して、個人に頑張ってくれ、頑張ってくれというお話は、何回も私も会合等の中でしてまいりました。しかし個人的にですね、施設整備をしてですね、これ以上の投資をしてやっていくことには、やはり先ほど家族の後継の問題もございましたけども、やはり無理なところもあるんですね。ですから、ここはやはり更別の酪農畜産を真剣に考える必要があるということで、この推進会議での重要なテーマとして今年に取り組むことにしているところであります。そして

我々はですね、農業振興計画、農協の中期計画も立ててございますけども、酪農の生産を上げていかないとですね、あの目標もこれは達成できないことになっていきます。達成できないということは、地域の雇用、そして地域の活性化がなされないということでもありますので、その生産を上げていくためにもですね、ここは農業組織、そして我々が真剣に考えてどうしていくのか、作り上げるのか、それを方向性を決めてですね、進んでいきたいと思っているところであります。以上であります。

議 長

4 番 松橋さん

再度許します。

4 番松橋議員

はい、立派な答弁いただいたんで。まあそれはちょっとわかりますんで、本当に国も危機持ってるんですね。これ今日の農業新聞に短く書いてあったこれ言います。代議士の名前はちょっと伏せます。抜本的な対策を打たなければ、日本の畜産酪農は崩壊すると危機感を強めると。繁殖農家の高齢化や、口蹄疫などの災害を受け、肉用子牛の頭数は全国的に不足をしていると。例えば対応策についてどういう方法があるか、今すぐ結論を出さなければ3年後に飼育農家も含めてどうしようもなくなると強調している。早く党内にプロジェクトチームを作り進めると。これはもう、もちろん更別も一員ですけども、急ぐということなので。

終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

この際、暫時休憩いたします。

午後6時まで休憩いたします。

(11時14分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(18時00分)

村政に関する一般質問を再開いたします。

順次発言を許します。

7 番 本多さん

7 番本多議員

議長の許可をいただきましたので、私は2点について質問をさせていただきます。

はじめに、医療費の抑制の取り組みについてということでございます。その中で、簡易血糖値測定器の設置についてということで、質問させていただきます。更別村は、一人当たりの医療費は、北海道でもトップクラスの低さであることは、本村の自慢できることのひとつだというふうに思います。しかし、国内の傾向を見ますと、国民医療費は高齢化の進展、また医療技術の進歩によって年々増大しており、今後も高齢化が急速に進む中、医療費の増加は避けられない状況にあるというふうに思います。本村も例外ではないというふうに思います。今年の4月、更別にも院外薬局が開設されました。現在、国の規制が緩和され、薬局などにおいても自己採血検査が認められることになりました。身近な薬局で、住民が気軽に血糖値を測定し、薬剤師の指導を受け早期に糖尿病を発見できます。糖尿病は、ご存知の通り重症化すれば合併症を引き起こし、高額医療の伴う重大な病気に繋がるというふうに言われております。薬局の協力をいただいて、簡易の血糖値測定器を設置して、住民に広く利

議 長  
村 長

用してもらい、将来的には医療費の抑制に繋がるのではないかとこのように思います。そういったことで、村長の所見を伺いたいと思います。お願いします。

岡出村長

本多議員のご質問にお答えを申し上げます。

医療費抑制の取り組み、薬局での簡易血糖値測定器の設置の考えについてであります。本村の国保の一人当たり医療費は、平成24年度で一人平均約246,000円でありまして、一人当たりの医療費は、道内でも低さでトップクラスに位置付けされております。また平成25年度の特定健診におきましても、受診率65%と速報値ではありますが、道内4位と見込まれております。こうしたことは、村民の方々の日頃の健康づくりへの取り組みや、また毎年実施している各種検診等を受診して、自ら健康状態を確認し、病気の早期発見、早期治療に繋げようという健康管理に対する意識の高さの表れであろうと、思っているところであります。結果として、元気な村づくりに繋がっているものであります。中で糖尿病に関しましては、重症化する生活習慣病であり、成人の10人に1人、全国では1千万人以上の方が糖尿病であるといわれているわけですが、治療を受けているのはその4分の1程度で、大部分の方が治療を受けていないと推測されているわけであります。糖尿病は自覚症状が乏しく、血液検査を行わないと発見されないことから、早期発見・早期治療が難しい病気のひとつとなっております。本多議員ご指摘の通り、自覚症状が認められる、認められないうちに進行いたしまして、合併症として神経障害や失明の原因となる糖尿病性網膜症や、透析治療が必要となる糖尿病性腎症他、脳梗塞や心筋梗塞、閉塞性動脈硬化症の原因になるものであります。このようなことから、国では血糖値等の血液検査を自分で採血する場合に限って、薬剤師のいる薬局でも検査できるよう、今年の4月から許可制から届出制に規制緩和されたところであります。村では糖尿病の対策として、総合健診や人間ドック等の検診の際に、糖尿病の予防、早期発見・早期治療を目的として血糖値の測定と合わせ、過去1・2カ月の血糖の状況を示すヘモグロビンA1Cについても、血液検査の項目のひとつとして実施をしており、その結果を基に健康診査後の保健栄養指導や、医療機関への受診勧奨に活用してきたところであります。平成24年度の特定健診事業でのヘモグロビンA1Cの検査結果につきましても、受診者の67.4%に当たる368名の方が要指導、または要受診という結果になっております。非常に高いわけであります。こうした状況の中で、村では平成24年度に血糖値の簡易測定器と、ヘモグロビンA1Cの簡易測定器を村保健福祉課で購入し、村保健師による健康相談や、生活習慣病の改善指導などに努めているところであります。ご質問の院外薬局に簡易測定器の設置につきましても、当該薬局がですね、保健福祉課あるいは国保診療所と近接していることもあり、日頃の健康チェックをされたい方につきましても、日常的な保健師の健康相談や、また定期の総合健診、人間ドックなどにて気軽に検診を受けていただくこ

とや、また健康に不安のある方は、国保診療所などにて早めに医療機関に受診していただければと思っているところでもあります。したがって血糖値測定A1C、これはあの35万から40万ほどするわけでありませうけども、これにつきましては、このような状況から院外薬局に、村にて設置する考えは今のところ無いものであります。本当に簡易的な血糖値測定器につきましては、1万円程度でありますので、こうした測定器で当該、院外薬局にて行うのであれば、薬局にて対応していただきたいと思っておりますし、こうしたことに対しましては、薬局との連携を深めてまいりたいと思っております。糖尿病対策に関しましては、極めて重要な課題と認識しておりますので、有効な対策をこれからも検討してまいりますのであります。以上答弁いたします。

議長  
7番本多議員

7番 本多さん

答弁ありがとうございます。まず簡易測定器が24年に購入されていたということは、自分も予算委員会審査に関わっていながら、わからなかったということは、本当に反省しているところでございますが、住民の皆さんもですね、そういった機械が村にあるということはほとんど、自分も何人かに聞いてはみたんですけど、ほとんど承知していないんですよ。そういったことで、この村で持っている測定器っていうのは、保健師さんが指導する時に、その指導の材料を作るための物としてしか自分は思わないです。保健師さんのためにあるんでないかなど。決して住民のために買っているのではないんでないかなどというふうに思っております。そういうことで、先ほども村長から厚生省のお話ございましたけども、予備軍を含めると2,050万人というふうに言われております。単純に計算しますと、5人に1人という状況だと思います。更別もそういった状況で、同じ状況ではないかなどというふうに思います。また最近では低年齢化と言うんですか。小学校のうちから、そういった糖尿病になる方もおられまして、そういった方とかですね、人間ドックとか総合健診を受けられない方がまだいますよね、結構ね。そういった人のためにもですね、住民が気軽に、別にあの薬局でなくても、保健福祉課でも結構だと思うんです。そういったことが受けられる体制づくりっていうのが、大事じゃないかなどというふうに思います。そういったことで、そういった考えはないのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

議長  
村長

岡出村長

まずですね、日頃の健康相談にあたってですね、その測定器を用いての相談、あるいは指導、これにつきましてはやはり私どもですね、村民に対するPRが不足していたと反省をしなければなりませんので、これにつきましては広報等を通じてですね、有効活用、あるいは相談を気楽に受けていただくというような住民周知をしてまいりたいなと思っております。それから只今質問にありました通り、若い層からですね、その糖尿病予備軍というものがあるということは、私ども認識しておりますので、これにつきましてはですね、どのような対策が必要なのか、内部で少しですね、専門家を交えて、病院の先生等も交えてですね、ちよっ

と検討させていただきたいなと思っているところでもあります。いずれにしても、これは重症化しますと高額医療に発展するわけでありますので、私どもとしてもですね、このことにつきましては真剣に考えていきたいなと思っているところでもあります。

議長  
7番本多議員

7番 本多さん

こういった機械がね、あるということで住民がわかっていない、あるいは住民に幅広く使われていないということは、本当に宝の持ち腐れというか、そういったことがやっぱり感じますし、日頃から医療費抑制するにはですね、健康づくりに関心を持ってもらって、また生活改善に取り組む人を増やすっていうことが、そういった取り組みが、地道な取り組みが将来的には医療費が抑制されるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういった方向に向くように、村としても政策を考えていただきたいというふうに思います。そういったことで何かありましたら村長の方から。

議長  
村長

岡出村長

本多議員のおっしゃられる通りでありましてですね、私どもこういう対策につきましては、重要なことですので、鋭意検討を深めてまいりたいなと思っているところでもあります。

議長  
7番本多議員

7番 本多さん

それでは、次の質問に入りたいというふうに思います。

次はお試し体験住宅の、新築の考えはないかということでございます。先の新聞の記事におきまして、人口減少問題について報じられておりました。地方から大都市への流出、将来子どもを産む若年女性の半減など、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、地方消滅に危機が訴えられておりました。各自治体ともですね、定住化あるいは少子化対策、また子育て支援など、色々対策を講じて人口確保に努力をしているところでございますが、更別村においても定住化に向けて、体験住宅を提供しているところでございますが、この住宅、築年数もかなり経過しております、その住宅を見ただけで、もうおそらくイメージダウンだというふうに自分は思います。初めて来た人が利用していただくには、やっぱり気持ちいい、新しい住宅に入っていただき、更別の魅力を出すために新築住宅の建設をしてはどうかというふうに考えるわけですが、村長の所見を伺います。

議長  
村長

岡出村長

続きまして、本多議員のお試し体験住宅の新築についてのご質問にお答を申し上げます。

人口減少問題につきましては、全国的な規模で進行しておりまして、相変わらず地方から都市への人口流出が続いて、過疎過密、都市と地方の格差が広がり続けている実態にあります。道内のほとんどの町村、道内には144の町村があるわけですが、実に83%が過疎地指定という現状にあります。それぞれの町村におきまして、過疎対策、定住化対策の取り組みが行われているわけでありまして、本村におきましても、宅地

分譲や賃貸住宅建設、持家の奨励策、地元雇用促進事業など、積極的に定住化の促進に努めてきたところであります。このような定住化促進策の一環として、村では平成13年に道の普及所住宅を改修いたしまして、定住化促進住宅として活用し、村内居住を足がかりに生活の基盤を固めてもらい、その後定住に移行できるように運用してまいったものであります。平成19年には、より手軽に更別村を体験していただくために、そのうちの一户をお試し暮らし短期体験住宅として、1週間単位、最大2週間の期間で運用を開始したところでございます。平成20年にはですね、その住宅のイメージアップを図ることから、外観整備として外壁塗装を行い、今日に至っておりますが、議員ご指摘の通り、内装等につきましては、老朽化も否めないところであります。この19年度から運用している、お試し暮らし短期体験住宅の利用状況でありますけれども、平成23年度の東日本大震災による避難者対応としてですね、休止期間がございますけれども、平成25年度までに33件、81名の利用がなされ、このうち3件が村へ転入をされております。また、本年度におきましても、すでに7件の申し込みを受けてございまして、順次利用をいただく予定となっております。管内におきましても、当初は既存の住宅を改修して対応するものがほとんどでありましたけれども、近年新築の体験住宅を整備して、事業に取り組むところも数多くみられるところであります。だいたいですね、利用料は月4万円以上の家賃設定で、事業を実施しているようであります。また体験住宅利用にあたりましては、体験プログラムの設定、クーポン券の配布なども行なわれまして、その地域の魅力を伝える取り組みが行われているということでもあります。村では若者の定住策といたしまして、昨年より地域おこし協力隊事業を加え、定住対策を行っておりますけれども、こうした状況を踏まえ、今後、お試し暮らし短期体験住宅事業については、現在行っている受け入れ内容の充実を図るとともに、受け入れ住宅について、今後、新築もしくは賃貸住宅の借り上げなど幅広い視野にて検討を進めまして、効果ある事業にしていかなければならないと思っております。検討してまいりたいと思っております。以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長  
7番本多議員

7番 本多さん

ありがとうございました。先ほど村長からもお話ございましたように、体験住宅、本当に十勝管内も色々やっているわけですけども、年々利用者も増えているということで、ビジターっていうんですか。これはお借りする人がなんか避暑地的な感覚とか、あるいは旅行の拠点としてただ使うという意味で、あまりこの本来の定住化に向けた扱いではないというふうに思うんで、利用のね、本来の姿ではないなというふうに思うんですけど、更別においてはそういったことがあるのかないかわかりませんが、そういったこともあるかなというふうに思います。してあの、自分もこの体験利用者のアンケートっていうのをいただいたわけで、見ましたけども、やはり地域の対応とかですね、新しい住宅に住めて気持ちよく体験できたというご意見が多かったというふうに思っ

ております。やはりこちらに来られてですね、第一印象が大事じゃないかなというふうに思います。まあそういったことで、新設が一番望ましいのかなというふうに思いますけども、もうひとつ、昼前の高橋議員の質問にもかぶるわけですけども、やはり老後というか定年後にこういったところに住まれる方はいいんですが、若い人を呼び込むということになれば定住化、定住化ではなくてなんて言うんですか、職業ですね。仕事の場がやっぱり無ければ、中々こちらに住めないというふうに思うんです。そういったことで、陸別辺りはさっきの臨時会で、定例会で職業相談所ですか、紹介所ですか、そういったのを開設しているということ、やはりそういったことも考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。更別も、更別の村内だけの仕事場でなくて、帯広も幕別も通勤圏内だというふうに思うんで、そういったことも広く来られた方に知らしめていただければ、そういったことがわかるのではないかなというふうに思います。そういったことでその仕事紹介というか、斡旋というか、そういうことも兼ねたことを考えているのかどうか、それについてはどうでしょうか。

議 長  
村 長

岡出村長

まずですね、体験、要するに利用していただいた実態はですね、ご質問にありましたように、やはり夏場の避暑的な、観光的な要素がこれは高いわけですね。村に3件定住していただいた、いただいておりますけれども、その方々はやはり目的を持って来られているので、とりあえず公営住宅に入れない、空き家がない、定住お試し体験住宅に入ろうかとそういう方も中にはおられましたんで、やはり目的を持って来られる方につきましてはですね、それなりの対応をしていかなければならないと思っているところであります。そのためにはですね、先ほどもご答弁いたしましたけども、就業の相談、それからやはりこういう体験をして、北海道に住みたいんだということになりますと、先ほど申し上げましたような体験プログラムもですね、設定してやらないとならないなという感じを持ってございます。いずれにしてもですね、この定住化には就業、生産活動のための定住がやはり私どもは望んでいるところであります、この結びつきをですね、いかにしていくか、これは検討させていただきたいなと思っております。これは非常にですね、難しい課題でありますけれども、これからはそういう問題についても踏み込んでですね、取り組んでいかなければならないと思っております。またいろんな面でですね、考え等ご提案いただければありがたいと思いますが、私どもこれらのことにつきまして、鋭意努力していくことをですね、申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん

就業ということですけども、更別の農家も年雇用されている農家は結構おります。しかしながらその人たちも結構高齢化して、で人材もだんだん減ってきている状況でございます。ということで、人材派遣センターあたりを利用しながら働く人を求めているわけですけども、そうい

った都会の人が農家で仕事もできますよといったようなことをですね、アピールして、ゆくゆくは農家の手伝いでも結構ですし、うまくいけば後継者がいない農家に新規就農してもらおうという、そういったような形づくりというか、そういった方向には向けていけないのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいんですが。

議 長  
村 長

岡出村長

やはりですね、これから農業、特にですね労働力不足するということは、これはもう目に見えてるわけですね。そのことから以前にもですね、同僚議員にお答えしたという記憶がございますけども、やはり本腰になって農業の就業者対策、これは進めていかなければならない。その中で、その人達のための住宅が必要だということになればですね、今開発跡地の問題もございますけども、やはり農業組織も含めてですね、これは新築をしなければ私はならないと思っているんですね。その方がやはり更別に来て体験をするという方々もですね、フレッシュな気持ち、また良い環境での体験ができるし、またそれが就業に結びついていくんでないかなと思ってございますので、この辺につきまして、私ども一回提案をしてございますけども、さらにですね、この問題は重要な問題であると私は思っておりますので、関係機関と連携を深めていきたいなと思っております。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん

質問はこれで終わりますが、今後ともですね、定住化に向けた取り組みについて、もうちょっと議論していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。質問を終わります。

議 長  
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

本定例会にあたりましてナイターということで一般質問をさせていただきます。

私は今回二つしたいんですが、私以外の 3 人の方はどちらかという跟前向きな明るい人口の問題だとか、産業の振興だとかありますけども、私の今回の質問はどちらかという、ちょっとグレイズ的な、玉虫色的な、役場事務についての内容かなと。二つともそのようなことであります。どちらかというややる気があるか、ないかで決まることでもありますので、一つ仕事が増えることにも繋がることにもなります。そんなようなことで、質問の主旨はそんなようなことだとお話を申し上げ、質問させていただきたいなというふうに思っております。

それでは一つ目の質問であります。公共施設の老朽化の把握についてということですが、タイトルちょっとこう難しい、難しいというかわかりづらいかもしれませんが、簡単に申し上げれば計画的な維持、その老朽化についてを作んなさいよということでもあります。内容について申し上げます。村が管理する公共施設は、24 年の決算ベースによりませんが、本庁舎、この更別村の本庁舎をはじめ、建物・道路・橋・公園など、公共施設の主な施設は 53 カウントされておりまして、毎年決算時にはその利用状況だとか、維持管理の資料だとか示されております。それ

をみますと、年間4億8千万ぐらい維持費がかかっております。これは通常の電気・水道代、一般的なそういうものでありまして、だいたい4億8千万ぐらいが年間にかかっているんだなということが今示されておりますし、理解もしております。しかし、施設等のその建築の年次というか、いつ建てたんだというか、履歴というか、そういったものだとか、老朽化の程度ですね、そういったものがこう知ることが中々できません。で、私はそういう面を、どの町村もそうだと思いますが、しっかりやって素晴らしく、その計画的に老朽化をこうやっていく町村あるんですよ。そういうことも含めて、今回この一般質問させていただいてるんですけど、つまり白書を作んなさいということなんです。で、そういうことで更別村の状況は、まずどういうふうになっているのか、これから高齢化がどんどん進みます。超、超高齢化社会になりますと、財政に大変影響するものだというふうにも思いますし、それから施設の統廃合や、機能の複合化、こういったことも大事な要素かなというふうに思っております。しかし、それは一方的に役場側の考え方でありまして、住民サイドから見ればそういうことが統合されたり何かすることは、サービス低下ということにも繋がります。そんなようなことで、まずは岡出村長のこの公共施設老朽化に備えたご所見というか考え方、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長  
村 長

岡出村長

赤津議員の1点目のですね、公共施設老朽化の把握についてのご質問にお答えを申し上げます。現在、村が管理している公共施設の現状について、説明をさせていただきます。屋内利用の施設、いわゆる箱物でございますけれども、公営住宅、教員住宅や生活支援ハウスなど居住用の施設を除きまして、役場など各種行政手続きや集会施設、スポーツや公共施設等はですね、68棟ございまして、このうち昭和時代に建築しました施設は32棟、47%となっております。各施設の維持管理につきましては、建築後の年数経過とともに維持補修費は当然増加ということでありまして。これまで劣化状況、安全面等考慮しながら、特に風雨にさらされる屋根や外壁の補修、暖房設備の更新等を主に行ってきております。さらに長期使用する施設や、特に安全性が求められる施設につきましては、耐震診断の下補強策を講ずるとともに、大規模な改修を行い、当該施設をできる限り長期に有効活用し、村民の利用ニーズに応えられますよう、維持管理に努めてきたところであります。また公営住宅や橋、インフラ施設につきましては、長期長寿命計画を策定し、その計画に基づき建て替えや補修等を行っているところであります。ご質問にありますように、近年計画的に公共施設を管理または整備していくという観点から、公共施設マネジメントを推進する動きがございまして、既存の公共施設をどのように維持していくのか、新しい施設をどのように整備していくのか、施設の機能や利用状況、維持管理コスト、ハードとソフトの両面から施設の実態を把握するため、公共施設白書を作成し、その白書を基礎資料としながら、公共施設再生計画を策定している実態があるわけであ

ります。特に市町村合併により、旧市町村の庁舎や公民館など重複施設の維持、財政負担の軽減の面から、用途変更や廃止などが検討されているものであります。こうした取り組みはですね、多くの施設を保有する中核市以上にて行われている現状にあります。いずれにいたしましても建物は計画的な改修等を施し、維持管理等当該施設の機能保全を図ったといたしましても、いずれ老朽化により機能不能となる時期がやがてまいります。やがてですね、いずれ老朽化により使用不能となる時期がまいるわけであります。そこで赤津議員の老朽化施設の把握は行われているか、とのご質問でございますけれども、村の施設はそれぞれの施設管理者にて台帳に基づいて、建物の状況、改修歴、改修計画について管理をいたしております。その中で大規模改修、改造、多額の費用を要する修繕、ボイラー等の取り換えにつきましては総合計画の実施計画に盛り込んで、計画的な整備に努めております。現在の大型施設で、福祉センターや上更別消防会館など、築40年を超える施設がありますので、この先の課題として建て替えるのか、廃止するのか、他の施設に機能を持たせるかなど、当然検討が必要になってまいります。こうしたことから、長期の視点に立ち、近い将来の年齢別の人口を推計する中で、平成30年からの新たな村づくりの構想、新総合計画でありますけれども、これにて村民の意見、時代が求める利用者ニーズを基にですね、主要な公共施設の在り方や整備、また統合・廃止等の方向性を出していかなければならないと感じているわけであります。重要な課題でありますので、時間をいただくこととなりますけれども、鋭意検討を進めてまいりますものであります。以上お答えといたします。

議 長  
3番赤津議員

3番 赤津さん

更別の建物は、比較的本当にあのだの施設も、私は立派に維持管理されているなと思ってます。自慢できるかなというふうに思っています。本当に古い建物であるけど、こんなに古い、古い時に建てたのかなと思うぐらい立派なものもあるわけでありますが、しかしながら維持管理は、これやっぱ計画に基づいて、どうであろうがきちとしたこう、年次のあれでなければ、これ一般の住宅でもみんな同じですよ。ですから、それがなければどうしても思いつきと、今ちょっと余裕があるから、財政に余裕があるからあそこちょっとやろうかとかっていうふうに、これ見えちゃうんですよ。ですからそういったことのないように、誰でもある程度、ここはなんのこうだっていうか、白書的な分野がこうあるとね、こう予算たてにもにもなんちゅうんでしょう、順調にいきますし、それから村長がなんて言ってもお金一番工面というか考えるわけですから、その辺は一番大事な資料になるんでないかなというふうに思うんですよ。ですからこのなんて言うんでしょう、先ほども答弁の中に築40年、更別昭和の代では33ですか。47%っていうようなお話も聞いておりますが、確かに築25年ぐらいの経過、どのぐらいがあるとか、そのぐらいの数字は出していただきたいなというふうに思っているんです。そしてあとこの5年ぐらいには、どのぐらいにどうなるんだというふうな、やっ

ぱりその計画的なものが、私はぜひ情報の把握という意味で、大事なかなというふうに思っております。木造の公営住宅、それから福祉センター、それから上更別の幼稚園だとか、橋、道路のインフラなんかもそうですよね。更別は道路が440キロだか、470キロぐらい村で認定したのがありますよね。そのうちやっぱり舗装が半分ぐらい、44%ですから、ほとんど変わってないですよ、10年間ぐらいは。ですから、そういったこともやっぱり舗装の率を上げるのも、どうしてもやっぱりそういう計画に基づいていかなければいけないと思いますし、さらに申し上げるならば、橋もそんな特に川があんまりないんですから、更別も150ぐらいの橋がある。大小合わせると、橋があるって聞いて私自体がびっくりしてるんですが、そういった橋の老朽化も含めてね、やっぱりあのそういう面が計画に入れてやるべきではないだろうかなというふうに思っているわけでありまして、特にあのこの自治体は管理するその施設やインフラ、年間どのぐらいの補修の費用がかかるか、どのぐらい利用されているのかを、特にこの優先順位というか、そういったものを付けながらひとつ計画を進めていただきたいなというふうに思っているところであります。で、これひとつちょっと申し上げると、先ほど答弁で村長さんは施設管理者がほしいそのところ、そのところっていうか、施設管理者っていうことはつまり所管の課長さんっていうか、のことだと思うんですけど、縦割り行政はやっぱり難しいですよ、その辺は、管理するのは。やっぱり一元化でがっとう大きなものを見るというか、その辺が結局なされてないと、中々そういうものは作りづらいかな。つまり総務課が一元化の中で、管財課がそういうものをこうあれすとか、そんなようなことも必要になってくるんでないだろうかなというふうに思って、特に優先順位、これは大事だと思いますので、そういうことを含めて再度こういった時代に流れてくるんだということを想定し、理解してさらなるその白書的な分野について、村長さんのお考えをもう一度お聞きしたいなというふうに思っています。

議  
村

長  
長

岡出村長

各施設の管理台帳に基づいて、今まではやってきているわけでありませうけども、それを集計したものが長期の財政計画、財政プランで私ども持っているわけでありませうけども、それを細かくですね、住民の方に知らせていくということにつきましてははですね、もうちょっと検討が必要でないかなと思っております。その中で、その台帳に基づいた整備計画等につきましては、例えばふるさと館だとかですね、多額の費用を要するものにつきましては、ここ数年の国の経済対策、あるいは交付金等事業費において、かなり前倒しでやったものでありますから、ここ何年かはですね、そういう大型のものは出てこないと思いますけども、いずれにしても今回の改善センターにつきましてもそういう計画を持って、基本的にはその計画を持ってやっているわけでありませう。現在ですね、総務省の方では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進ということで、先般そういう指針打ち出されましてですね、これ

から細かな方法等が示されてくるわけであります。こうしたことも含めましてですね、白書になるのかどうかちょっと私の方で今お答えできませんけれども、いずれにしてもそういう管理、維持管理費的なことにつきましてはやっていかなければならないと思っているところであります。ただ施設の廃止、施設の統合、それから機能の集約という面につきましては、やはり先ほども答弁させていただきましたが、これは住民との打ち合わせ、協議、相談ということがこれは当然必要でありますので、これにつきましてはこれから鋭意進めていって、次期の平成30年からの総合計画に盛り込んでいかなければならないなと思っているところであります。あと、橋に、橋、道路につきましても、これは維持費に金がかかってくるわけであります。舗装が増えれば増えるほどですね、オーバーレーンとこれは計画的にやっていかなければならないところであります。現在、計画的にやっておりますけれども、これからスピードアップして、予算等を増やしてですね、やっていかなければなりません。が、橋につきましてはですね、どうも5年ごとの点検が義務付けられるようにその方向になってきているわけです。笹子トンネルですか、そういう事故を受けて、5年ごとの点検が義務付けられるようでありますので、これにつきましてもですね、指針が出次第、また私ども取り組んでいきたいなと思っておりますし、取り組んでいかなければならないと思っております。いずれにしてもまとめたものを、やはり概要的にですね、示す必要はですね、私どもあると思っておりますので、これにつきまして事務方にどの程度までできるかどうか、検討させますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長  
3番赤津議員

3番 赤津さん

大変前向きにいただいたんで、ほっとしております。確かに今基金も充実して、50億近いお金があります。ですけど4億8千万、4億8億があつて10年ぐらいで無くなるのは、これ維持だけで本当の最低限の維持だけでなくなるんで、その他に改修だうんぬんになると、もう本当に何年もたたない、そればかりが基金でありませぬので、目的で積んでるものもありますので、ぜひそういったことで、これからその古いものに随分お金もかかるんだというようなことを、しっかりとひとつ管理費のみでなく、その現状の利用だとか、そういうことを踏まえてまとめた、ひとつものを村長さん示すということでありますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。期待をしたいと思ひます。このことについては以上で終わります。

次にもうひとつなんです、空き家対策ということでお伺ひしたいと思います。少子高齢化とこの核家族の影響で、日本全国、特に北海道、中でもこの過疎の町、町村ではここ数年急激に空き家が増えております。特にこの間あたりは、テレビなどでも全国的にもそういう空き家が大変なんだよと、というようなことも放送されておりましたが、更別もそんな中では空き家がどんどんこうあるわけじゃありませんが、でも本通りもシャッター通りも、シャッターも下がっておりますし、歯抜けになって

議  
村

長  
長

いるところもあります。それは事情によって歯抜けになるわけですが、そういった状況もなっておりますので、市街・農村関わらず、更別村にはまず空き家的な分野っていうか、そういうものどのくらいあるのか、その対策をどのように考えているのかお伺いしたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

岡出村長

続きまして赤津議員の空き家対策について、ご質問にお答えを申し上げます。更別村の人口動態につきましては、平成16年4月末からですね、ここ10年で人口は127人減少し、世帯数は逆に128世帯増加しております。議員ご質問の通り、少子高齢化、核家族化、そして人口の流出が本村も進んでおりまして、これらに対する取り組みが大きな課題であります。そうした中で、村内の空き家につきましては、一部において解体整備などされているところもございますけれども、利用されることなく老朽化が進んだ住宅が見受けられるところでもあります。このような建物で空き家と定義付けるのは、定義付けるのが難しい建物もございますけれども、村内には29軒、市街地14軒、農村部15軒と把握しているところでもあります。これらの建物の所有者はですね、確認されておりまして、不明の方はおられないところでもあります。また空き家の有効活用やですね、売却、さらには廃屋の撤去に関する相談も今までなかったところでもあります。その実態でありますけれども、利用可能と思われるものは8軒。市街地3軒、農村部5軒でございます。そのうち売却手続きの、手続き中の物1軒となっております。いずれもですね、所有者の考え、責任にて管理されていると、判断されるわけでもあります。利用不能で廃屋化しているものにつきましては21軒。市街地11軒、農村部10軒で、廃屋化しているのが所有者にて管理されて、廃屋化しておりますけれども、所有者にて管理されているものはですね、10軒。管理されていないと判断するもの11軒。市街地4軒、農村部7軒であります。このように空き家につきましては、所有者の責任において管理されている建物を別にいたしまして、明らかに放置、管理されていない建物が多くなっておりまして、このことは今、議員ご質問の中にありました通り、全国的に大きな問題になっているところでもあります。こうした建物も基本的に、個人の所有物であり、村の管理におきましても所有者の意思が尊重されるべきではありますけれども、危険防犯、環境、景観等の問題はもとより、再利用、再整備に大きな支障が生じておりまして、政府も対策に乗り出しておりますけれども、法的な整備はこれからの現状にあります。このような現象が進むものと判断し、村では市街地に住宅を建設の促進を図るべく、住宅建設等助成制度や、市街地活性化に資する各種補助制度をはじめ、市街地活性化事業を実施いたしているところでもあります。こうした対策には時間を要しますし、また所有者の高齢化という問題も含んでおりまして、中々個人ではその住宅の貸付売買はもとより、多額を要する解体費用から整備も進まないのが現状であります。このようなことから、村内における空き家あわせて、市街地に空洞化抑制策として行政

に手広く情報提供を行うと、行う仕組みづくりが必要と考えております。このような仕組みである空き地、空き家バンク制度は、管内自治体でも実施されておりまして、村におきましても制度の制定に向けて、調査を進めているところでありますが、この種の行政権限、個人財産の情報提供の方法、トラブルにおける責任等々多くの課題がございまして、また有効な対策をやはり打ち出すためには、早期に国の法律整備が待たれるところであります。このところやむを得ずですね、やむを得ず危険建物条例を制定し、所有者に代わって解体撤去し、その費用を所有者に請求するという自治体がでてまいりましたが、結果的に費用の回収が困難なのが実状でありまして、個人財産整備のために住民が負担をしなければならないということとなりまして、当然賛否両論であるわけでありまして、今後本村の実情に即した制度の制定を含めて、有効な対策を研究してまいらなければならないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議長  
3番赤津議員

3番 赤津さん

今あの29戸がだいたい村がカウントしている空き家という定義付けというか、そういったものにあるっていうんで、まあ私なりにびっくりしてるんです。私なりの計算ではこんなになかったと思うんですが、まあ29戸全村にあるっていったら、本当に更別も決してあれじゃないなというような、こういう時代になってきたのかなと今、思うわけでありまして、原因はもう申すまでもなく、今、村長さんもお話ありましたのでいいんですが、とりあえず防災、防犯、景観、特に景観。更別は、村長さん日本一の美しい村づくりの公約でありますので、そういったものにも大きくふれる分野でもあります。ですから、ぜひともこの空き家については、いっぺんにはどんとかう簡単にこう解決するものではないんですが、常にこのことは頭の中に入れて、念頭に置いてもらいながら少しずつやっぱりこの分野については、処理していかねばいけない分野でないかなと思ってます。で、これはひとつ所管はどこの課がやってるんですかね。それまず1点目ちょっと一緒に聞きたいと思ってます。更別村でその空き家なんかについてのその所管担当の課だけ後で、答弁の時結構です。それをちょっと教えて下さい。私は条例までは今の段階ではどうかなと思ってます。私も。条例まではすぐに作る、制定しなくてもいいんでないだろうかなと思います。個人の財産なんで、本当にどこからどこまでが入り込んでいいのかわからない、難しいと思います。しかし、その住んでいる人の死亡などで相続人が出た。それで今度は、その遺産としてそのまんま放置している例が一番多いわけなんです。ですからそういった分野で、解体の費用だとか何かその辺については、これ一口でぽんと申し上げるのは難しいんですが、とりあえず定住化促進なんかで新築の家なんか建てて促進であれも出してるんですよ。あの補助金出してるんですから、新築にも。だから解体の分野でも、若干なりでもそういったお互いに整理の仕方を持ち主との相続人との間で解決できればね、そういった分野にもやっぱり多少の助成金ぐらい出して、解

体できるものであればやるべきでないかなというふうに思っております。ですからその辺も含めて、このことに入ると仕事としては余分な仕事だと思えますよ、本当に。大変な仕事だと思えますが、ぜひそういった分野をひとつ掌握をしていただいて、なんとしてでもこの空き家を少しでもそういった防犯上、防災上、それからやっぱり住民から随分苦情が来ると思えます。役場にも入ってくると思えます。本当に不衛生でもあるし、それから非行の、更別の場合はそうではないと思えますが、都会なんかだったらそういう空き家が非行の場になったり、色々なっております。そんなようなことで、なんちゅうんでしょう、処方箋というかそういったものの手引き的な分野をひとつ作ってみて、それに合わせていくということが大事でないだろうかというふうにまず思っておりますので、その辺について村長さんのお考えちょっとお聞きしたいと思えます。それと所管のその課を教えてください。

議 長  
村 長

岡出村長

現在のところですね、はっきりとした所管課というのは無いんですよ。その都度これはそちらの方が適当だろうということでやってございますけども、やはりこれからですね、そのことについても整理しなければならぬ課題かなと思っております。総合的にこういう調査かなんか進めているのは企画政策課でやってございますけども、実際の対応となりますとですね、それぞれの所管に移っていくわけでありまして、そういうものにつきましてはちょっと整理をさせていただきたいと思っております。それから条例までは制定しなくてもいいということでございまして、平成15年にですね、更別村景観条例というものを作っております。その中でこの廃屋のことについても項目、謳われているわけでありまして、村はですねそういう建物につきまして整理して下さいよと、要請、願するということでありましてですね、全く強制力がないわけですね。ですから今までもですね、何軒かちょっと申し上げたところもあるんですけども、全く効力がないという現状、そのためにですね、今、国の方の法的な整備、強制力のある法律の整備をですね、私どもは待っているところであります。解体の費用の助成、新築の様に一部ですね、したらいいんじゃないかという話がございまして、やはり管理をですねきちっとしなきゃならぬ。そして他人に、また近所の方々に迷惑かけないようにと、やはり自費全額で解体をやっている方もこれはおられるんですね。そのことが本当に基本なわけでありまして、そこで村に解体、村では解体の費用を出しますよということになりますとですね、どうもその先ほども答弁させていただきましたけども、これについては本当に真面目な人からはそんなことする必要はない。一方で、こういうものには補助出してくれということに賛否両論があるわけでありまして、このことにつきましてはですね、やはり慎重に検討しなければ私も踏み込めないところ、踏み込めないと思っておりますので、この辺につきましては慎重に検討させていただきたいなと思っております。いずれにしてもですね、この問題は現在、全国的に大きな

社会問題となっております。特に私どものような地方において、顕著に表れてきておりますので、何らかの対策は講じていかなければならないと思っておりますが、少し時間を要する問題でありますので、その辺はご理解をいただきたいなと思っております。

議長  
3番赤津議員

3番 赤津さん

ひとつそれとね、費用のことについては本当に賛否両論あると思います。ですからその辺は中々難しく、本当にご苦労なことだと思っております。一つ私もちょっと理解、わからないんですが、更地にすると固定資産税が高くなる。古い家が建っていると、そう安いんだけど、更地にしちゃって、すると税金が高くなるっていう話をよく耳にするんですが、そのことっていうのはどういうことを含んでそういうふうになるのかちょっとわかれば聞きたいなと思うんですよ。更地にすると税金が高くなるから壊さないんだという話をよく聞くんですけど、その辺のその関わりちょっと教えて下さい。

議長  
村長

岡出村長

更地の場合はですね、そのまま評価額に計算をして、固定資産税を課税することになってございますけども、住宅を建てた、また持っておられる方につきましては、特例でですね、減免というか低く抑えられているんですね。ですから住宅が無くなると、元の課税になってしまうと、ということから高くなるという話があるわけでありまして、ちゃんと宅地に家を建てているものにつきましては、低く抑えられていると。無くなると元に戻るということで、高くなるということでありまして。現在国の方で法的な整備と、先ほども申し上げましたけれども、今度、廃屋化しているというものにつきましては、税金をそういう建物につきましては、税金を加算、重加算してなるべく壊すように仕向けるという法律も検討されているようでありまして、廃屋をそのまま放置することは重税に繋がるという方向が検討されておりますので、そういうものも見てですね、私どもやらないと、個人の所有でありますので、一步間違えばこれは裁判沙汰になるケースがほとんどでありますので、早くですね、国の方で方針を示してもらいたいもんだと。個人所有の制限というものについて、やはり方向性を出してもらいたいもんだと思っております。

議長  
3番赤津議員

3番 赤津さん

本当に大変なこれ、空き家対策というのは難しいと思います。ついこの間、本別でもこの質問が出てましたね。たまたま一緒のあれだなんて思って聞いたんですが、本別は実態調査これからやるんだなんて、町長さんか話しておりました、新聞で見ましたけどね。ですけどまあ本当にそういう面で更別はもう29戸という、そういう数字がつかんでいるわけありますので、いずれにしてもこの自治体の行政指導というものが大事でありますし、更別の場合は町内会っていてもあれですけど、町内会との連携もしてみたり、いろんな面でそういったことで対処するためのマニュアルというか、処方箋もぜひ、ひとつ作っていただいて、取り組

議  
議

長  
長

んでいただきたいと思います。私の質問これで終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第6、議員の派遣の件を議題といたします。

7月4日から5日にかけて、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、7月4日から5日にかけて、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定しました。

議

長

日程第7、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、交流拠点施設整備に関する検討状況について、産業文教常任委員会は、酪農・畜産の現状と振興について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成26年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(19時12分)